





## 別表（第5条第1号関係）

### I 追試験の対象となる欠席事由

- 1 病気・ケガ（本人）
- 2 結婚
  - (1) 本人 (5日間)
  - (2) 兄弟姉妹 (1日)
- 3 出産
  - (1) 本人 (7日間)
  - (2) 配偶者 (2日間)
- 4 忌引・法要
  - (1) 忌引
    - ① 父母・配偶者・子 (7日間)
    - ② 祖父母・兄弟姉妹 (3日間)
    - ③ 伯父・伯母・叔父・叔母・甥・姪 (1日)
  - (2) 法要 亡父母 (1日)
- 5 公共交通機関の不通・遅延
- 6 「教育課程」に基づく資格取得に係る実習
- 7 単位互換学生（特別聴講学生）受験科目日時の本学試験日時との重複
- 8 補講または集中講義期間中に実施される試験同士の日時が、学生本人の責に帰すべきでない理由により重複する場合（あらかじめ日程が決まっている集中講義同士の重複を除く。）
- 9 就職試験（教員採用試験及び公務員採用試験を含む。）
- 10 裁判員候補者、裁判員、または補充裁判員としての義務の履行
- 11 課外活動

### II 「追試験受験願」に添付すべき証明書・文書等（番号はIの番号に対応している。）

- 1 (1) 診断書または (2) 氏名・通院日明記の領収書等
- 2 欠席日を確認できる招待状または案内状
- 3 (1) 「出生届」または (2) 「出産証明書」
- 4 (1) ①欠席日を確認できる会葬御礼または②死亡を確認できる公的証明書等  
(2) 欠席日を確認できる案内状等
- 5 当該公共交通機関発行の不通・遅延証明書
- 6 実施の確認は、教務課資格係・各キャンパス学務係が行う。
- 7 次に掲げる文書
  - (1)「追試験受験願」 (2)「履修届」(「協定」に定める共通様式による) (3)「試験時間割表」
- 8 重複の有無および理由の確認は、教務課各学部窓口、多賀城・泉各キャンパス学務係が行う。
- 9 次に掲げる文書のいずれか一つ
  - (1)「採用試験要項」 (2)「受験票」 (3) 就職試験受験証明書（就職キャリア支援部の要する。）
- 10 別に定める証明書類等
- 11 「大会開催要項」または「大会出場届」（学生部の承認を要する。）

# 受験注意事項

学務部長

学生部長

この「受験注意事項」は、東北学院大学試験施行細則第2条に定められた「指定試験」及び「特別試験」の公正かつ円滑な実施のために必要な事項を定めるものである。受験に際しては、次に掲げる注意事項を守らなければならない。また、不正行為を禁止する。不正行為をした場合には、学則第53条に基づき停学に処せられるとともに、別に定める試験における不正行為者等の処分及び措置に関する規程に基づき所定の措置を講じられることになる。

- 1 監督者の指示に従うこと。
- 2 当該年度に科目登録をした曜日及び校時等、指定の日時及び試験場で受験すること。ただし、別途指示がある場合は、その指示に従うこと。
- 3 受験に際しては、学生証をケース等から取り出し、通路側等の監督者の確認しやすい机上の位置に置くこと。
- 4 学生証を忘れた者は、試験開始前に学生課（学生係）から仮学生証の交付を受けること。
- 5 時計は計時機能だけを有するものを使用すること。
- 6 携帯電話（PHS含む。）、スマートフォン、腕時計型端末等の電子機器類は、アラーム設定を解除した上で電源を切り、身につけないこと。
- 7 受験座席表には、学科・学年・グループ・学生番号・氏名を明記すること。
- 8 机には学生証、持込みを許可された物のみを置き、それ以外の物は椅子の下に置くこと。
- 9 コンピュータ、携帯電話（PHS含む。）、スマートフォン、電子辞書、腕時計型端末、ICレコーダー等の電子機器は、持込み条件「全部可」の場合であっても持込みを禁止する。ただし、担当教員の許可がある場合は、許可のあったもののみ持込みを認める。
- 10 机の上に文字等が書き込まれている場合は、挙手の上、監督者の点検を受けること。
- 11 持込みを許可された物その他物品（筆記用具等）のやり取りはしないこと。
- 12 試験開始後30分が経過した場合は、当該試験の受験資格を失い、入室することはできない。また、監督者の指示があるまで退室することはできない。
- 13 答えは、監督者の指示に従い提出すること。
- 14 次校時授業の場合、前校時授業が終了し、監督者が退室するまで入室しないこと。

以上

# 東北学院大学の試験における不正行為者等の処分及び措置に関する規程(抜粋)

## (趣 旨)

**第1条** この規程は、東北学院大学学生の懲戒に関する規程第6条第2項に基づき、試験の公正な実施のために必要な事項を定める。

## (試験の種類)

**第2条** この規程における試験とは、東北学院大学試験施行細則第2条第1項に定める試験をいう。

## (不正行為者)

**第3条** この規程において「不正行為者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 他人の答案を見た者
  - (2) 他人に答案を見せた者
  - (3) 他人の答案を代筆した者
  - (4) 他人に答案を代筆させた者
  - (5) 他人の受験を代理した者
  - (6) 他人に受験を代理させた者
  - (7) 試験時間中に監督者から配付された答案用紙以外の答案用紙（以下「不正答案用紙」という。）を使用して答案を作成した者及び不正答案用紙を使用可能な状態においた者
  - (8) 当該試験に持込みを許可された物以外の物（紙片等をいう。以下同じ。）を使用して答案を作成した者及び持込みを許可された物以外の物を使用可能な状態においた者
  - (9) 持込みを許可された物（「ノート」「教科書」等）その他物品（筆記用具等）のやり取りをした者
  - (10) 答案作成に利用する目的で、試験時間中に言語、動作、携帯電話その他の通信手段を用いて相互に連絡を取り合った者
  - (11) 答案作成に利用する目的で、学内の施設及び設備並びに受験者の身体、衣服、筆記用具等に書き込みを行った者並びにその書き込みを利用して答案を作成した者
- 2 本条によって禁止された行為を行った場合、当該行為が当該試験科目の答案作成に直ちに役に立たない場合であっても、不正行為とみなす。

## (不正行為者の処分及び措置)

**第4条** 不正行為者は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第53条に基づき処分する。

- 2 指定試験及び追試験における不正行為者については、当該学期において受験した全ての指定試験及び追試験の点数を零点とする。
- 3 再試験における不正行為者については、当該学期において受験した全ての再試験の点数を零点とする。
- 4 不正行為者の処分期間の起算日は、東北学院大学学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）が処分の事由となった事実を確認した日とする。
- 5 第1項に定める停学処分については、不正行為者の学生番号を明示の上、学内に公示する。

## (処分及び措置の決定手続)

**第5条** 不正行為者に対する不正行為の調査及び事実確認は、当該行為の処理に関わった試験監督者、教務委員及び学生委員の報告に基づき、懲戒委員会が行うものとする。

- 2 懲戒委員会は、前項の事実確認に基づき、当該学生に対する処分及び措置を審査し、学長に答申する。
- 3 学長は、懲戒委員会からの答申について、当該学生の所属（受入れを含む。）する学部の教授会に意見を求める。
- 4 学長は、前項の意見を参酌し、処分及び措置を決定する。